

雫石町告示第84号

雫石町PR名刺デザイン使用取扱要領を次のように定める。

平成26年 6月 4日

雫石町長 深谷 政光

雫石町PR名刺デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、雫石町（以下「町」という。）が作成した町内の名所の画像及び町観光ロゴマークを使用している町PR名刺デザイン（以下「名刺デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(名刺デザインに関する権限)

第2条 名刺デザインに関する一切の権限は、町に属する。

(使用資格)

第3条 名刺デザインを使用できる者は、町内に住所を有する個人及び町内に事務所又は事業所を有する法人で、町の宣伝に寄与できると認められるものとする。

2 次に掲げる者は、名刺デザインを使用できないものとする。

- (1) 公序良俗に反し、又は町の信用やイメージを害する使用をするおそれのある者
- (2) 実施する事業の実態が明らかでない者
- (3) その他町長が不相当と認めた者

(使用の申請)

第4条 名刺デザインを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ雫石町PR名刺デザイン使用承認申請書（様式第1号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が公用又は公共用に使用する場合
  - (2) その他町長が使用承認の手続を必要としないと認めた場合
- 2 申請者は、申請の内容に変更があった場合、新たに前項に規定する使用承認申請書を町長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第5条 町長は、前条に規定する使用承認申請書を受理した場合は、その内容を確認し、当該使用が適切と認められるときは承認を行い、雫石町PR名刺デザイン使用承認通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(使用料)

第6条 名刺デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項等)

第7条 使用者は、名刺デザインを使用するに当たっては、レイアウトを崩してはならない。ただし、写真については、町内をPRするものに限り変更できるものとする。

2 町長は、使用者に名刺デザインの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(承認の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要領に違反した場合
- (2) 使用者が承認の際に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の記載内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他名刺デザインの使用継続が不相当であると認められる場合

(経費等の負担)

第9条 町は、この要領により名刺デザインを使用した者に対し、その使用に係る一切の経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 町は、名刺デザインの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第11条 町長は、名刺デザインの使用状況等について、利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第12条 この要領に関する事務は、観光商工課が行う。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、名刺デザインの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

雫石町長 宛

申請者 住所（所在地）  
〒

氏名（団体名称・代表者職氏名）

雫石町PR名刺デザイン使用承認申請書

雫石町PR名刺デザイン使用取扱要領第4条の規定により、下記のとおり使用したく申請します。

記

1 使用者氏名 （事業所名等）	
2 勤務先 （事業内容等）	
3 連絡先 （法人の場合は 担当者連絡先）	部署等： 職・氏名： 電話番号・ファックス番号： 電子メールアドレス：

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

雫石町長

雫石町PR名刺デザイン使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、雫石町PR名刺デザイン使用取扱要領第5条の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 承認番号

承認 第 号

2 使用対象者

○○○○

3 使用条件

- (1) 法令及び雫石町PR名刺デザイン使用取扱要領の規定、その他町長が必要と認める事項を遵守すること。